

明治十年代秩父郡「生糸一斤の価」を探る

— あるレファレンス・サービス —

内田雅寛

郡名	目録	前年比較		代價		前年比較		一斤價
		増	減	増	減	増	減	
北足	立	4433	1206	1943	1424	759	411	411
新入	座	6302	1556	2373	1424	759	411	411
高入	間	2983	1335	3661	1312	375	375	375
比高	廉	3652	913	1493	1424	759	411	411
横比	企	6302	1556	2373	1424	759	411	411
横比	見	4736	1120	1010	1424	759	411	411
見比	又	4736	1120	1010	1424	759	411	411
賀見	玉	4736	1120	1010	1424	759	411	411
那賀	義	4736	1120	1010	1424	759	411	411
大那	河	4736	1120	1010	1424	759	411	411
藤大	里	4736	1120	1010	1424	759	411	411
藤大	羅	4736	1120	1010	1424	759	411	411
藤大	澤	4736	1120	1010	1424	759	411	411
男藤	余	4736	1120	1010	1424	759	411	411

年次	生糸1斤	指数
明12	4円63銭	100
13	5.72	123
14	6.92	149
15	7.92	171
16	3.88	81

図1 「明治十六年製糸産額前年比較増減郡別表」(埼玉県行政文書・明1511=勸業部「統計」)=漢数字と「秩父郡生糸価格の推移」(「秩父市誌」)=算用数字

明治十年代秩父郡「生糸一斤の価」を探る

一 誤りがある「一斤の価」

「この数字を読み取っていただけませんか……」。昨年十二月十五日（日）の閲覧当番のときに、このような依頼を受けたことが、本文を書く契機となった。

その数字とは、「明治十六年製糸産額前年比較増減郡別表」(図1)にある「秩父郡」の「一斤(＝六百グラム)の価」の増減額である。質問をされた方は、秩父事件を研究されているということがすぐに分かった。たしかにその数字は読み取りにくかったが、「二・六八六ですね」とお答えした。続いて、「これは三・八二二ですよ」と、今度は「一斤の価」の方を指した。おっしゃるとおりの数値である。「そうすると、これは間違いですね」と言いながら、持参してきた『秩父市誌』(館内の蔵書にはない)のコピーを広げた。そこには「3円88銭」とあり、明らかに誤っている。さらに、その方の話によると、「こういう誤りは『秩父市誌』だけではありません」とのこと。早速、館内にある文献をいくつか調べてみると、後に記すように、このほかにも誤りがあることが分かった。

いったいなぜ、このような誤りが生じたのだろうか。ぜひ、その理由を探らねばならないと考えた。というのは、極めて浅薄ではあるが、秩父事件について関心を持っている者として、そして、行政文書課に属している立場である以上、この誤りを見逃してはならないと感じたのだ。さらに、今年度(平成三年度)はレファレンス・

表2-1 「明治十六年製糸産額前年比較増減郡別表」の中の秩父郡

年	①代価＝ 「総額」(円)	②産額＝ 「生産量」(斤)	一斤の価(円)	①÷②(円) <筆者計算>
明治16年	173407.874	43635.60	3.822	3.9739…
前年比	▲149495.566	▲4848.40	▲2.686	

…は、割り切れないことを示す(以下同様)。

(行政文書・明1511＝明治16年・勸業部「統計」)

サービ担当ということもあり、その一例を紹介するかたちで、この課題に取り組んでみることにした。

注(1) 埼玉県行政文書・明一五一

＝明治16年・勸業部「統計」

二 明治16年の「一斤の価」

まず、もう一度「明治十六年製糸産額前年比較増減郡別表」の秩父郡(表2-1)を点検してみた。すると、「総額÷生産量」(表にある「代価」と「産額」は、それぞれ「総額」、「生産量」と言い換えることにする)が「一斤の価」になっていないことに気付いた。筆者の計算では、三・九七三九…になり、三・八二二とはかなり異なる数値が出た。そこで、「……郡別表」(図1)をよく見直すと、秩父郡の左隣の児玉郡の数値が「三・九七四」であることを「発見」した。そして、右隣の横見郡を計算すると、三・八二二八…になり、「三・八二二」にあてはまったのである。

明治十年代秩父郡「生糸一斤の価」を探る

表 2-2 「明治十六年製糸産額前年比較増減郡別表」

郡	① 総額(円)	② 生産量(斤)	一斤の価(円)	①÷②(円) <筆者計算>
北足立	19553.984	4432.000	4.412	4.412
新座	23734.000	6302.400	0.839	3.7658...
入間	566103.118	119835.567	3.750	4.7239...
高麗	149534.232	36552.000	4.724	4.091
比企	26241.458	6341.580	4.091	4.1379...
横見	1810.010	473.600	4.138	3.8218...
秩父	173407.874	43635.600	3.822	3.9739...
児玉	204277.956	49366.350	3.974	4.1379...
賀美	18095.474	4373.000	4.138	4.138
那珂	5516.471	1333.125	4.138	4.1379...
大里	28571.567	7475.540	4.138	3.8220...
旛羅	18929.219	4952.700	3.822	3.8219...
榛澤	37461.308	9426.600	3.974	3.9739...
男衾	8162.645	2135.700	3.822	3.8219...
北埼玉	24297.987	5507.250	4.412	4.412
南埼玉	1293.188	344.850	3.750	3.7500...
北葛飾	837.188	223.250	3.750	3.7500...
中葛飾	(記 載 な し)			—

(埼玉県行政文書・明1511=明治16年・勸業部「統計」)

表 2-3 明治十六年の「総額」の算出方法(筆者推定)

郡	総額(円)←	③ × ②	←②生産量(斤) ×	③一斤の価(円) <筆者仮定>
北足立	19553.984←	19553.984	← 4432.000 ×	4.412
新座	23734.000←	23634.000	← 6302.400 ×	3.750
入間	566103.118←	566103.218508	← 119835.567 ×	4.724
高麗	149534.232←	149534.232	← 36552.000 ×	4.091
比企	26241.458←	26241.45804	← 6341.580 ×	4.138
横見	1810.010←	1810.0992	← 473.600 ×	3.822
秩父	173407.874←	173407.8744	← 43635.600 ×	3.974
児玉	204277.956←	204277.9563	← 49366.350 ×	4.138
賀美	18095.474←	18095.474	← 4373.000 ×	4.138
那珂	5516.471←	5516.471	← 1333.125 ×	4.138
大里	：	：	：	：

「大里」郡以下は省略した。

(表 2-2 を基に、筆者作成)

要するに、十七郡（記載のない中葛飾郡を除く）のうち、十郡の数值が一つずつ、ずれていることが分かった（表2-2）。そもそも、新座郡が〇・八三九円のはずがないし、また、入間郡は他の郡よりも高い傾向がある（後述する「生糸産額表」で確認できるが、14年で二位、15年で六位）ので、三・七五〇円ではなく、四・七二三九：円と断定して差し支えないだろう。

次に、小数第四位が〇か九であるという数值の特徴からも明らかのように、「一斤の価」は本来、小数第三位までの数值であると想定してよいだろう。そして、その「一斤の価」と「生産量」の積（小数第四位を切り上げまたは切り捨て）を「総額」としていることは、明々白々である（表2-3）。しかし、それでも誤りがある（表2-3のアンダーラインの部分）。

そして、次のように七種類の価格グループに分けられるが、これは、近隣のいくつかの郡をまとめて、「一斤の価」が調べられたからであろうと思われる。

- | | | | |
|---|------------|-----|-------|
| ① | 四・七二四円Ⅱ入間 | | |
| ② | 四・四一二円Ⅱ北足立 | 北埼玉 | |
| ③ | 四・一三八円Ⅱ比企 | 児玉 | 賀美 那珂 |
| ④ | 四・〇九一元Ⅱ高麗 | | |
| ⑤ | 三・九七四円Ⅱ秩父 | 榛澤 | |
| ⑥ | 三・八二二円Ⅱ横見 | 大里 | 旛羅 男衾 |
| ⑦ | 三・七五〇円Ⅱ新座 | 南埼玉 | 北葛飾 |

三 明治11～15年の「一斤の価」

次に、明治15年以前の「一斤の価」がどうなっているのかを確かめるために、「生糸産額表」⁽²⁾について調べてみた。表の一部に朱書きがあるのが気になったが、まず、墨書されている数值だけで試算してみた（表3-1）。つまり、それぞれの年について「総額÷生産量」が「一斤の価」となっているかどうかを計算してみた。その結果、小数第三位を切り上げる（14年）のか、切り捨てる（12・13・15年）のかはともかく、合っていることが分かった。

そこで、問題となるのは、「総額」と「生産量の増減」の一部に朱書きが入っていることである（表3-2）。早速、「朱書きされた総額」÷「生産量」を計算してみると、「一斤の価」に合致し、端数がないうことが分かる。つまり、「一斤の価」（小数第二位までの数值）×「生産量」を「総額」として、朱書きしたことが判明した。14年については、墨書の数值でも変わらないので、朱書きの必要がなく、直さなかつたとみえる。

この「朱書き現象」は秩父郡に限らず、他の郡にもあてはまるので、後日、数字を合わせる形で朱書きしたと思える。以上のように推察できるが、そうだとすれば、そもそも墨書されている「総額」の数值は、いったい何を意味しているのだろうか。その根拠となるものは何であろうか。このような疑問が生じた。

ここで、そのナゾをとくカギが一つある。16年の「一斤の価」が

表3-1 「生糸産額表」の中の「秩父郡」(墨書だけ)

年	①総額(円)	②生産量(斤)	増減	一斤の価(円)	①÷②(円) <筆者計算>
明治11年	(記載なし)	50032.00	▲549.00	4.63	—
12	171781.36	29995.00	▲20219.00	5.72	5.7269…
13	311532.85	45076.00	14514.00	6.91	6.9112…
14	359129.62	45344.65	268.65	7.92	7.9199…
15	323242.83	48484.00	3139.35	6.66	6.6670…

(埼玉県行政文書・明1511=明治16年・勸業部「統計」)

表3-2 「生糸産額表」の中の「秩父郡」(朱書き)

年	①総額(円)	②生産量(斤)	増減	一斤の価(円)	①÷②(円) <筆者計算>
明治11年	(記載なし)	50032.00	▲549.00	4.63	—
12	$\frac{171571.40}{171781.36}$	29995.00	$\frac{▲20037.00}{▲20219.00}$	5.72	$\frac{5.72}{5.7269…}$
13	$\frac{311475.16}{311532.85}$	45076.00	$\frac{15081.00}{14514.00}$	6.91	$\frac{6.91}{6.9112…}$
14	359129.62	45344.65	268.65	7.92	7.9199…
15	$\frac{322903.44}{323242.83}$	48484.00	3139.35	6.66	$\frac{6.66}{6.6670…}$

合計の欄は、繁雑になるので割愛した。

(埼玉県行政文書・明1511=明治16年・勸業部「統計」)

表3-3 明治11~15年の「総額」の算出方法(筆者推定)

年	総額(円)	← ③ × ②	← ②「生産量」(斤) ×	③一斤の価(円) <筆者仮定>
明治11年	(記載なし)	← 231648.16	← 50032.00 ×	* 4.630
12	171781.36	← 171781.365	← 29995.00 ×	5.727
13	311532.85	← 311520.236	← 45076.00 ×	* 6.911
14	359129.62	← 359129.628	← 45344.65 ×	7.920
15	323242.83	← 323242.838	← 48484.00 ×	6.667

* = 小数第2位以下は、確証がない。

(表3-2を基に、筆者作成)

<筆者推定>

- (1) 最初は、小数第3位までの「価」を基にして、総額を算出した。
- (2) 「一斤の価」と「総額」についても、小数第2位までにして、墨書した。
- (3) 後日、墨書した小数第2位までの「価」を基にして、総額を算出し、朱書きした。

<例> 明治12年の場合 「一斤の価」×「生産量」=「総額」

$$(1) 5.727\text{円} \times 29995.00\text{斤} = 171781.365\text{円}$$

$$(2) \begin{array}{ccc} \downarrow & \parallel & \downarrow \\ 5.72\text{円} & 29995.00\text{斤} & 171781.36\text{円} \text{ (墨書)} \end{array}$$

$$(3) \begin{array}{ccc} \parallel & \parallel & \downarrow \\ 5.72\text{円} \times 29995.00\text{斤} & = & 171571.40\text{円} \text{ (朱書き)} \end{array}$$

小数第三位まで示されているのに対し、11〜15年の数値が第二位までだということがある。そこに着目して、11〜15年の数値も第三位までと仮定してみた(表3-3)。すると、「一斤の価×生産量」(小数第三位以下切り捨て)が「総額」にあてはまり、この仮説は正しいといえることが判明した。ただし、13年の数値の違い(表3-3のアンダーライン)については、どうしても説明できない。

ともあれ、小数第三位までの「一斤の価」を基に計算して出された「総額」の数値を、わざわざ第二位までにした数値を基に計算し直し、朱書きしてしまった。このように推定してよいだろう。

こうして、「総額」の墨書と朱書きの根拠については、一応、説明できたが、「生産量の増減」(12・13年)の墨書の根拠については、全く見当がつかない。ただ、朱書きの方が正しい(表3-2)といえるだけである。

注(2) 埼玉県行政文書・明一五一〇明治16年・勸業部「統計」

四 明治15年と16年を比較した「一斤の価」

次に、15年(表3-2)と16年(表2-1)の数値を比較してみた(表4)結果、それぞれの増減額について、次のことが分かった。

①総額 朱書きを基にしている(☆1)が、本来は墨書を基にすべき(☆2または☆3)であろう。

②生産量 ちょうど一割減になっているが、これは、単なる偶

然ではない。他の郡を確かめると、ほとんどが、一割か二割の減額になっているからである。

③一斤の価

「二・六八六減」を基に計算すると、16年の数値は「三・九七四」になる(◇1)。すなわち、前述したように、「三・八二二」は誤りなのである。ただし、本来は「二・六九三減」(◇2)が正しい数値といえる。

五 明治17年の「一斤の価」

筆者としては、秩父事件が起きた明治17年(一八八四年)の「一斤の価」がどうだったのが最後の課題である。生糸の暴落が秩父事件の一要因である以上、その正確な数値を確かめねばならない。

館内の資料の中で、手掛かりとなるものとしては、次の三つ(ほかにもあるかもしれない)がある。

A 「養蚕表」甲

B 「養蚕表」乙

C 「養蚕家及繭糸ノ産額」

A・Bは同一の資料の中にある(甲・乙の記号は、筆者が便宜上つけた)が、その数値が異なるため、どちらが正しいのか明確には分からない。そして、Cの資料の数値がBと同じである。

なお、いずれの資料も生産量の数値が「貫」で表されているので、「斤」に換算(一斤〓〇・一六貫)した数値にしてみた(表5)。

表4 明治15年と16年との比較

年	①総額(円)	②生産量(斤)	③一斤の価(円)	③一斤の価(円) 〈筆者仮定〉
明治15年	322903.44 323242.83	48484.00	6.66	6.667
↓増減	▲149495.566	▲4848.40	▲2.686	△2.693
明治16年	173407.874	43635.60	3.822	3.974

(☆1) 322903.44 - ▲149495.566 = 173407.874 (◇1) 6.66 - ▲2.686 = 3.974

(☆2) 323242.83 - 149834.956 = 173407.874 (◇2) 6.667 - △2.693 = 3.974

(☆3) 323242.838 - 149834.964 = 173407.874

朱書き 墨書

(表3-2と表2-1を基に、筆者作成)

表5 明治17年の養蚕統計

明治17年	①総額(円)	②生産量(斤)	一斤の価(円)	①÷②(円) 〈筆者計算〉
A	470969.037	※89198.68	☆5.28	5.2800...
B・C	(記載なし)	◇48527.375	(記載なし)	-

[換算] 14271.789貫 ÷ 0.16 = ※89198.68 ☆5.28 = 33.000円 × 0.16

7764.380貫 ÷ 0.16 = ◇48527.375

[出典] A・B = 「養蚕表」甲・乙(明1512 = 明治17年・勸業部「統計」)

C = 「養蚕家及繭糸ノ産額」(C7300 = 明治17年「埼玉県統計書」)

(上記の[出典]を基に[換算]して、筆者作成)

さて、肝心の「一斤の価」はどうだろうか。Aによれば、「五・二八円」であるが、それでは、16年の「三・九七四円」と比較して、一円以上も上がったことになり、17年の生糸の価格は「低落」したというBの記述⁽⁵⁾と一致しないのである。

一方、正しいと思われるB・Cには、「生産量」の記録だけしかなく、肝心の「一斤の価」が記載されていないし、「総額」も不明である。これでは、17年の「一斤の価」の正しい数値は分からないというのが、結論である。

注(3) 埼玉県行政文書・明一五二二明治17年・勸業部「統計」

注(4) 「埼玉県統計書・明治17年」C七三〇〇

注(5) B(「養蚕表」乙)の備考欄には、次のようなコメントが記録されている。

「当年養蚕ハ昨年ヨリ收穫少シク減縮ノ状ヲ呈セリ其所以ハ民間金融ノ閉塞ト生糸ノ価額低落セシ等ヲ以テ農家頗ル困難ヲ来セシニヨリ卵紙掃立ノ数ヲ減少セシニ胚胎スルモノナラン」(傍点筆者)

六 文献に掲載されている「一斤の価」

最後に、秩父事件関係の各文献に掲載されている「一斤の価格の推移」(表6)について、触れてみたい。

11〜15年の数値は、「生糸産額表」を基にしてはいるはずだが、文献によってお互いに異なる数値が散見される(表6のアンダーラインの部分)のはどういうことだろうか。なお、『秩父市誌』は、11〜14年の欄がずれていて、15年に該当する数値が抜けている。

表6 各文献に掲載されている「生糸一斤の価格(秩父郡内)の推移」

年	「市誌」	「革命」	「町史」	「事件」	<筆者仮定>
明治11年	(-)	4 円63銭	4 円63銭	4 円63銭	4 円63.0銭
12	4 円63銭	5 <u>72</u>	5 <u>73</u>	5 <u>72</u>	5 72.7
13	5 <u>72</u>	6 <u>91</u>	6 <u>91</u>	6 <u>91</u>	6 91.1
14	6 <u>92</u>	7 92	7 92	7 92	7 92.0
15	7 92	6 <u>96</u>	6 <u>66</u>	6 96	6 66.7
16	3 <u>88</u>	3 <u>88</u>	3 <u>82</u>	3 <u>88</u>	3 97.4
17	(-)	5 28	(-)	(-)	不 明

(-)は、(記載なし)。

<筆者仮定>のうち、11・13年については、10銭未満の数値に確証がない。

〔文献〕

「市誌」=	『秩父市誌』	秩父市	1960年	P567
「革命」=	浅見好夫『幻の革命～秩父事件顛末記』	埼玉新聞社	1975年	P 36
「町史」=	『吉田町史』	吉田町	1982年	P629
「事件」=	浅見好夫『秩父事件史』	言叢社	1990年	P345

(上記の〔文献〕を基に、筆者作成)

そして、16年の数値は、いずれの文献も「……郡別表」の「三・八二二」をうのみにしている。

さらに、肝心の17年の数値を示しているのは、『幻の革命……』だけであり、その数値は「養蚕表」甲の「五・二八」(表5)を採用している。しかし、同じ著者が十五年後に著した『秩父事件史』では、17年の数値を掲げていない。これまで述べてきたような事情から、「五・二八」では不可解と判断したからであろうか。

七 今後の課題

以上、何らの成果も得ていない状態のまま、この小文を公にしたが、課題を整理することで、まとめにさせていただく。

- ① 生糸に関する数値(特に「一斤の価」)が、その当時、どのように出されたのかを調べることに。
- ② 明治17年の「一斤の価」の確かな数値を出すこと。